

## ○山梨県警察緊急自動車指定申請要領の制定について

〔 昭和 36 年 7 月 13 日  
 務発第 450 号ほか 〕

道路交通法第 39 条、同施行令第 13 条および同施行細則第 1 条、第 5 条に規定された、警察緊急自動車指定申請の要領については、別添「山梨県警察緊急自動車指定申請要領」により実施することとしたので、取扱い上遺憾のないようされたい。

なお、各校・署で保管中の警察緊急自動車指定書は、現在有効のものはもちろん、失効したものも含め一括車両管理責任者（警務課長）あて送付されたい。

### 山梨県警察緊急自動車指定申請要領

#### （目的）

第 1 条 この要領は、道路交通法第 39 条、同法施行令第 13 条および同法施行細則第 1 条、第 5 条に規定された緊急自動車の指定申請書および指定書等の取扱いに必要な事項を定め、警察車両管理の適正を図ることを目的とする。

#### （取扱い車両）

第 2 条 この要領による取扱い車両は、山梨県警察車両管理規程第 2 条に定める車両のうち、新たに緊急自動車の指定を受ける車両もしくは指定を受けている車両とする。

#### （国・県有車両の指定申請）

第 3 条 山梨県警察車両管理規程第 5 条に定める車両保管責任者（以下「保管責任者」という。）は、国有または県有車両で新たに緊急自動車の指定を受けようとするときは、山梨県警察車両管理規程第 4 条に定める車両管理責任者（以下「管理責任者」という。）に対し、道路交通法施行細則（以下「細則」という。）別記様式第 1 に定める緊急自動車指定申請書所定の各項を内容とする、緊急自動車指定手続の申請をするものとする。

2 管理責任者が緊急自動車の指定を必要とするとき、または前項の申請を受理したときは、細則別記様式第 1 号に定める緊急自動車指定申請書により、山梨県公安委員会あて申請するものとする。

#### （借上げ車両の指定申請）

第 4 条 保管責任者が、借上げ車両のうち、新たに緊急自動車の指定を受けようとするときは、細則別記様式第 1 号に定められる緊急自動車指定申請書により、管理責任者を経由し、山梨県公安委員会（以下「公安委員会」という。）あて申請するものとする。

(指定書の取扱い)

第5条 管理責任者は、前2条の定めにより、申請された車両全部について、公安委員会から緊急自動車指定書の交付を受けるものとする。

2 管理責任者が、前項の指定書の交付を受けたときは、保管責任者に通知するとともに、様式第1による警察緊急自動車一覧表を付した緊急自動車指定書綴りに編綴して保管するものとする。

3 車両カードの異動報告については、山梨県警察車両管理規程の定めにより行なうものとする。

(指定の解除)

第6条 保管責任者が緊急自動車の指定を解除しようとするときは、様式第2により、緊急自動車指定書返納届に指定書を添付し、公安委員会あて届出をするものとする。

2 前項の返納届は、第3条および第4条に定める、国・県有・借上車両別による申請要領に準じて取扱うものとする。

様式 略